

❖ ケアの形態⁶

施設種別のケア形態、その運営施設数、一舎当たりの定員数、一舎当たりの在籍児童数、直接ケア職種の職員一人当たり児童数及び直接ケア職種の夜間配置職員数については、下記のとおりである。

乳児院は、小規模グループケアを導入している施設は全体の約 25%である。

児童養護施設においては、大舎（大舎単独）が約 6 割である。小舎を主とする施設（小舎単独又は中舎・小舎）の割合は、全体の 2 割弱である。大舎単独の施設において小規模グループケアを導入している施設は約 3 割と他のケアの形態に比して少ない。また、小舎単独の施設は、大舎を含むケアの形態を運営している施設に比べて地域小規模児童養護施設及びその他グループホームを導入している割合が高くなっている。

情緒障害児短期治療施設では、小舎を一部でも運営している施設は、全体の約 2 割、小規模グループケアを導入している施設は全体の約 1 割である。小規模グループケアでは直接ケア職種の職員一人当たり児童数が大舎に比べて 1 名程度少なく、児童数でみた職員の配置は他のケアの形態より多い。

児童自立支援施設は、夫婦制は全体の約 3 割であり、大多数は交替制で運営されている。一部には交替制と夫婦制を組み合わせで運営している施設もみられたが、交替制を運営する施設の約 9 割が交替制単独である。直接ケア職種の職員一人当たり児童数は交替制が最も少なく、ケアをする職員が入れ替わる一方で、対児童数でみた職員の配置は多いという特徴がみられた。

母子生活支援施設の生活形態とケアの形態の組合せ状況をみると、本園では浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している施設が約 5 割、浴室・台所・トイレのいずれかが共同利用となっている施設が約 4 割である。小規模分園型では、浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している施設が約 5 割、浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している部分といずれかが共同利用となっている部分が併存している施設が約 5 割である。小規模分園型を運営する施設は全体の 1 割に満たない。小規模分園型ではより自立した世帯が入所対象となるため、直接ケア職種の職員一人当たり世帯数は、本園に比べて小規模分園型の方が多くなっている。

⁶ 施設種別にケアの形態ごとの特徴を捉えるため、児童養護施設については 1 舎当たり定員数が 20 人以上を「大舎」、13～19 人を「中舎」、12 人以下を「小舎」として集計を行っている。また、乳児院については「小規模グループケア」・「小規模グループケア以外のケアの形態」別、情緒障害児短期治療施設については「中舎」を保有する施設数が無いため、「大舎」・「小舎」・「小規模グループケア」別（いずれも人数による区切りではなく施設の判断に基づくもの）、児童自立支援施設については「夫婦制」・「交替制」・「並立制」別、母子生活支援施設については「本園」・「小規模分園型」別で各ケアの形態についての集計を行っている。なお、表中の各施設の n 数は、「ケアの形態」の設問に対して無回答の施設を除く数である。

図表 22 ケアの形態【乳児院】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

※ 職員一人当たり児童数は、すべて常勤換算した直接ケア職種の配置職員数を基に算出
 ※ 各ケアの形態で施設の重複あり

乳児院 (施設数: n=111)		小規模 グループ ケア以外の ケアの形態	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	111	28
	%	100.0%	25.2%
舎数		251	28
一舎当たり定員数	平均	16.10	4.32
一舎当たり在籍児童数	平均	14.70	4.14
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	1.86	1.61
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.51	0.58

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

図表 23 ケアの形態【児童養護施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

児童養護施設 (施設数: n=489)		大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規模 児童養護 施設	その他 グループ ホーム
保有施設数	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8%	19.5%	23.4%	43.4%	22.7%	11.3%
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎当たり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎当たり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

図表 24 児童養護施設において組合せで保有するケアの形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

		組合せで保有するケアの形態(施設の重複あり)			
		ケアの形態 内訳	小規模グ ループケ ア有り	地域小規模 児童養護施 設有り	その他グル ープホーム 有り
大舎単独	施設数	312	104	59	18
	%	63.8%	33.3%	18.9%	5.8%
大舎・中舎	施設数	36	21	6	2
	%	7.4%	58.3%	16.7%	5.6%
大舎・小舎	施設数	16	9	3	1
	%	3.3%	56.3%	18.8%	6.3%
中舎単独	施設数	27	13	5	4
	%	5.5%	48.1%	18.5%	14.8%
中舎・小舎	施設数	26	13	7	4
	%	5.3%	50.0%	26.9%	15.4%
小舎単独	施設数	66	48	30	26
	%	13.5%	72.7%	45.5%	39.4%
大舎・中舎・小舎	施設数	6	4	1	0
	%	1.2%	66.7%	16.7%	0.0%

※ 各%は、横の合計に占める割合。

ただし、「ケアの形態内訳」の%は、児童養護施設全体の有効回答施設数に占める割合。

図表 25 ケアの形態【情緒障害児短期治療施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

		情緒障害児短期治療施設 (施設数:n=26)		
		大舎	小舎	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	23	5	3
	%	88.5%	19.2%	11.5%
舎数		28	15	3
一舎当たり定員数	平均	37.13	8.10	5.67
一舎当たり在籍児童数	平均	31.39	7.35	4.67
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	2.32	2.98	1.33
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	2.00	0.90	1.33

図表 26 ケアの形態【児童自立支援施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

児童自立支援施設 (施設数: n=40)		夫婦制	交替制	並立制
保有施設数	施設数	13	30	4
	%	33.3%	76.9%	10.3%
舎数		69	86	7
一舎当たり定員数	平均	11.75	17.26	9.50
一舎当たり在籍児童数	平均	8.45	9.16	7.38
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	4.15	1.87	3.69
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.54	1.55	1.75

※児童自立支援施設の寮舎運営は、夫婦制と交替制に大別される他に、並立制と呼ばれる一組の婚姻外の男女を基本とする形態も存在する。

図表 27 児童自立支援施設において組合せで保有するケア形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

ケアの形態の組合せ別施設数		夫婦制	交替制	並立制
単独	施設数	7	26	1
	%	53.8%	86.7%	25.0%
夫婦制と組合せ	施設数	0	3	2
	%	0.0%	10.0%	50.0%
交替制と組合せ	施設数	3	0	0
	%	23.1%	0.0%	0.0%
並立制と組合せ	施設数	2	0	0
	%	15.4%	0.0%	0.0%
夫婦制・交替制・並立制と組合せ	施設数	1	1	1
	%	7.7%	3.3%	0.0%

※ %は、各ケアの形態に占める割合。

図表 28 ケアの形態【母子生活支援施設】（平成 20 年 3 月 1 日時点）

母子生活支援施設（施設数 n=239）		本園	小規模分園型
保有施設数	施設数	239	9
	%	100.0%	3.8%
舎数		240	10
一施設当たり定員世帯数	平均	19.58	5.44
一施設当たり在籍世帯数	平均	15.13	5.11
当該ケア形態における職員一人当たり世帯数	平均	2.44	4.32
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.00	0.33

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

図表 29 母子生活支援施設における生活形態とケアの形態の組合せ
（平成 20 年 3 月 1 日時点）

生活形態の組合せ別施設数		本園	小規模分園型
1のみ	施設数	116	4
	%	48.5%	44.4%
2のみ	施設数	106	0
	%	44.4%	0.0%
3のみ	施設数	12	0
	%	5.0%	0.0%
1と2併存	施設数	5	5
	%	2.1%	55.6%

※ %は、各ケアの形態に占める割合。

※ 生活形態の種別は下記のとおり

1. 各世帯に独立した浴室、台所、トイレ有り
2. 各世帯の浴室、台所、トイレいずれかが共同
3. 各世帯は居室のみ

❖ 家族療法の実施状況

本調査における「家族療法」は、あらかじめ都道府県知事に申請し指定を受けた施設において、施設内で行うものについて調査したものである。

平成18年度実績では、施設内で家族療法を実施している施設は、情緒障害児短期治療施設では約8割、それ以外の施設はいずれも約1割である。実施延べ回数についてみると、「1.延べ回数125以上」の割合は、乳児院では8.0%、児童養護施設で4.3%、情緒障害児短期治療施設では69.2%となっている。

平成19年実績と平成18年度実績を比較すると、乳児院及び児童自立支援施設の実施状況は変わらず、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では平成19年度実績の方が「家族療法」の実施割合が高くなっている。

図表 30 家族療法の実施状況(平成18年度実績)

平成18年度実績				
	乳児院 n=112	児童養護 施設 n=489	情緒障害児 短期治療 施設 n=26	児童自立 支援施設 n=40
1.延べ回数125以上	9 8.0%	21 4.3%	18 69.2%	0 0.0%
2.延べ回数75以上125未満	1 0.9%	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
3.延べ回数75未満	4 3.6%	14 2.9%	3 11.5%	3 7.5%
4.家族療法は実施していない	93 83.0%	428 87.5%	5 19.2%	37 92.5%
無回答	5 4.5%	22 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%

図表 31 家族療法の実施状況(平成19年度実施有無)

平成19年度中の家族療法実施有無				
	乳児院 n=112	児童養護 施設 n=489	情緒障害児 短期治療 施設 n=26	児童自立 支援施設 n=40
1.有り	17 15.2%	59 12.1%	23 88.5%	3 7.5%
2.無し	93 83.0%	415 84.9%	3 11.5%	37 92.5%
無回答	2 1.8%	15 3.1%	0 0.0%	0 0.0%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%

❖ 適切なケアを提供するために今後必要とする事柄

今後適切なケアを児童に提供するために必要だと思う事柄に関する施設種別の結果は以下のとおりである（単数回答）。

いずれの施設においても「1. 人的資源の拡充」を選択した施設が最も多くみられた。

2番目は、乳児院では「3. 施設設備の拡充（IT化含む）」、児童養護施設では「2. 運営・ケア形態の追加」であり、情緒障害児短期治療施設では「3. 施設設備の拡充（IT化含む）」、児童自立支援施設では「4. 施設機能の強化・拡充」、母子生活支援施設では「4. 施設機能の強化・拡充」となっている。

図表 32 今後必要とする事柄

	今後必要とする事柄				
	乳児院 n=112	児童養護施設 n=489	情緒障害児短期治療施設 n=26	児童自立支援施設 n=40	母子生活支援施設 n=240
1. 人的資源の拡充	62 55.4%	244 49.9%	14 53.8%	21 52.5%	80 33.3%
2. 運営・ケア形態の追加	13 11.6%	91 18.6%	3 11.5%	2 5.0%	6 2.5%
3. 施設設備の拡充(IT化を含む)	15 13.4%	46 9.4%	5 19.2%	5 12.5%	37 15.4%
4. 施設機能の強化・拡充	— —	41 8.4%	2 7.7%	10 25.0%	59 24.6%
5. ケアが困難な児童の対応施設等の確保	10 8.9%	30 6.1%	1 3.8%	— —	21 8.8%
6. その他	12 10.7%	37 7.6%	1 3.8%	2 5.0%	37 15.4%
合計	112 100.0%	489 100.0%	26 100.0%	40 100.0%	240 100.0%

※母子生活支援施設の5の項目は「ケアが困難な母子の措置変更先施設等の確保」

3. 児童個票

(1) 基本属性

❖ 養護問題発生理由（複数回答）

養護問題の発生理由についてみると、乳児院では「17. 母の精神障害等」、「6. 両親の未婚」、「19. 母の放任・怠だ」の順であり、同様に児童養護施設では、「19. 母の放任・怠だ」、「5. 父母の離婚」、「17. 母の精神障害等」となっている。一方、情緒障害児短期治療施設では「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「21. 母の虐待・酷使」、「19. 母の放任・怠だ」の順となっている。児童自立支援施設においても、「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「5. 父母の離婚」、「19. 母の放任・怠だ」と続いている。

図表 33 養護問題発生理由（複数回答）

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n= 26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1.父の死亡	0.4%	2.0%	2.5%	2.1%
2.母の死亡	1.2%	3.4%	2.1%	2.7%
3.父の行方不明	3.3%	3.9%	2.3%	2.7%
4.母の行方不明	6.3%	10.5%	2.9%	4.5%
5.父母の離婚	7.6%	21.1%	24.9%	36.3%
6.両親の未婚	23.3%	2.9%	1.6%	0.8%
7.父母の不和	4.8%	2.4%	4.2%	4.7%
8.父の拘禁	3.6%	3.7%	1.7%	2.0%
9.母の拘禁	5.6%	4.4%	1.9%	2.0%
10.父の入院	0.4%	1.5%	0.9%	0.9%
11.母の入院	5.2%	6.9%	2.5%	1.3%
12.家族の疾病の付添い	0.8%	0.3%	0.4%	0.2%
13.次子出産	1.1%	0.8%	0.5%	0.7%
14.父の就労	5.9%	11.2%	2.6%	2.2%
15.母の就労	13.6%	8.8%	4.3%	6.0%
16.父の精神障害等	4.1%	1.9%	2.3%	2.5%
17.母の精神障害等	27.8%	16.5%	23.8%	9.8%
18.父の放任・怠だ	4.2%	6.6%	8.8%	11.6%
19.母の放任・怠だ	17.3%	23.0%	27.1%	26.9%
20.父の虐待・酷使	4.9%	9.1%	21.3%	16.6%
21.母の虐待・酷使	8.1%	13.8%	28.8%	14.2%
22.棄児	2.1%	0.7%	0.6%	0.7%
23.養育拒否	11.0%	8.1%	10.1%	11.3%
24.破産等の経済的理由	14.6%	11.8%	6.4%	3.3%
25.児童の問題による監護困難	2.2%	5.3%	45.5%	62.1%
26.その他	16.3%	9.5%	10.8%	6.8%
27.不詳	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%

❖ 主たる入所理由（母子生活支援施設のみ・単数回答）

母子生活支援施設における主たる入所理由をみると、「1. 夫などからの暴力」が最も多く、次いで「6. 住宅事情」、「7. 経済事情」となっている。

図表 34 主たる入所理由(母子生活支援施設のみ・単数回答)

母子生活支援施設 n=3,548		
	件数	%
1. 夫などからの暴力	1,545	43.5%
2. 児童虐待	49	1.4%
3. 入所前の家庭環境の不適切	304	8.6%
4. 母親の心身の不安定	101	2.8%
5. 職業上の理由	8	0.2%
6. 住宅事情	738	20.8%
7. 経済事情	647	18.2%
8. その他	130	3.7%
無回答	26	0.7%
合計	3,548	100.0%

❖ 入所前の居所

入所前の居所は、いずれの施設でも「1. 家庭」が最も多く、次いで多くみられたのは、乳児院では「10. 病院」、児童養護施設では「5. 乳児院」、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設では「9. 児童養護施設」である（母子生活支援施設については本設問無し）。

図表 35 入所前の居所

	乳児院 n= 3,017	児童養護 施設 n=26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n= 924	児童自立 支援施設 n= 1,208
1. 家庭	57.9%	60.3%	71.2%	68.0%
2. 親戚の家	1.9%	2.4%	1.8%	1.2%
3. 里親の家	0.6%	1.4%	0.9%	1.1%
4. 知人・友人の家	1.0%	0.7%	0.2%	0.4%
5. 乳児院※	2.0%	19.2%	0.2%	0.0%
6. 情緒障害児短期治療施設※	0.0%	0.6%	0.8%	1.4%
7. 児童自立支援施設※	0.0%	0.5%	0.6%	3.4%
8. 母子生活支援施設	1.7%	1.1%	0.8%	0.1%
9. 児童養護施設※	0.1%	3.1%	12.2%	13.7%
10. 病院	31.7%	0.4%	4.5%	0.9%
11. その他	1.9%	9.2%	6.4%	9.1%
無回答	1.2%	1.1%	0.3%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

❖ 他の入所経験施設（重複あり）

調査時点で入所している児童が、当該施設以外に入所したことのある施設についてみると、児童養護施設では「2. 乳児院」が約 2 割と最も多く、その平均入所期間は 21.81 か月となっている。情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては「6. 児童養護施設」がいずれも約 2 割と最も多く、それぞれの平均入所期間は、40.15 か月、52.71 か月となっている。

入所経験施設数についてみると（図表 37 入所経験施設の組合せ参照）、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設では 2 箇所以上の施設に入所経験のある児童の割合が 1 割弱となっている。

図表 36 他の入所経験施設（重複あり）

	乳児院 n=3,017		児童養護施設 n=26,604		情緒障害児 短期治療施設 n=924		児童自立支援施設 n=1,208	
	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)	%	平均 入所期間 (か月)
入所経験なし	95.1%	—	68.5%	—	71.0%	—	72.0%	—
1. 里親	0.6%	2.11	2.0%	18.20	1.4%	24.62	1.8%	35.14
2. 乳児院※	2.1%	4.08	22.1%	21.81	6.5%	18.65	4.1%	20.92
3. 母子生活支援施設	1.1%	4.76	1.6%	19.63	1.5%	22.43	0.5%	24.33
4. 情緒障害児短期治療施設※	0.0%	0.00	0.7%	23.89	1.2%	22.64	2.7%	22.33
5. 児童自立支援施設※	0.0%	0.00	0.6%	20.35	0.8%	47.29	3.6%	10.75
6. 児童養護施設※	0.1%	4.00	6.5%	29.94	22.6%	40.15	20.7%	52.71
7. その他	1.3%	3.82	1.1%	15.84	3.2%	11.33	2.2%	13.15

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

図表 37 入所経験施設の組合せ

入所経験施設の組合せ				
	乳児院 n=3,017	児童養護 施設 n=26,604	情緒障害児 短期治療 施設 n=924	児童自立 支援施設 n=1,208
入所経験なし	95.1%	68.5%	71.0%	72.0%
1箇所	4.7%	28.7%	21.5%	21.3%
2箇所	0.2%	2.4%	6.7%	5.9%
3箇所	0.0%	0.3%	0.8%	0.7%
4箇所	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%